

議案第 6 5 号	三田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例の制定について
都市計画課	当該条例に定める土地利用計画変更の申出及び地区計画申出制度に係る申出について、申出者の年齢要件を満 18 歳以上に引き下げるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p><b>【関係法令】</b>  公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項、第 21 条第 1 項、第 30 条の 4 並びに第 30 条の 5 第 1 項  三田市市政への市民参加条例（平成 26 年条例第 33 号）第 21 条第 1 項</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例の土地利用計画の変更申出ができる年齢の改正【第 5 条第 1 項第 2 号】  「申出に係る区域内に在住する満 20 歳以上の者」を「申出に係る区域内に在住する満 18 歳以上の者」に改める。</li> <li>2 条例の地区計画申出制度で申出できる年齢【第 14 条第 1 項第 2 号】の改正  「計画申出に係る地区計画区域内に在住する満 20 歳以上の者」を「計画申出に係る地区計画区域内に在住する満 18 歳以上の者」に改める。</li> </ol> <p><b>【施行期日】</b>  公布の日</p>